

○誘拐事件等に関する報道の取扱いについて

昭和59年7月9日

埼例規第22号・捜一・刑総・広報

警察本部長

誘拐事件等に関する報道の取扱いについて（例規通達）

誘拐事件等の報道協定（以下「協定」という。）については、日本新聞協会（以下「協会」という。）の「誘かい報道の取り扱い方針及び付記（昭和45年2月5日）」、日本民間放送連盟（以下「連盟」という。）の「誘かい報道の取り扱いについて（昭和45年9月11日）」及び日本雑誌協会（以下「雑協」という。）の「誘かい事件等に関する取材及び報道の取り扱いについて（昭和55年7月7日）」並びに「警察庁長官と日本新聞協会編集委員会代表幹事との間における確認事項（昭和45年2月3日）」に基づき、誘かい事件等に関する報道の取扱要領について（昭和45年埼例規第8号・捜一・防）を定め、これにより運用してきたところであるが、最近の身の代金目的誘拐事件等は、ますます悪質・巧妙化するとともに、スピード化・広域化し、これらの捜査は困難かつ長期化の傾向にある。

一方、情報化社会の進展に伴い、新聞をはじめテレビ・雑誌等の大量動員による取材が行われるなど、取材及び報道が変容しつつある。

このため、警察庁においては昭和56年11月以来、協会と協議を重ね、この度、協会が誘かい報道の取り扱い方針及び付記（別添1）、警察庁長官と日本新聞協会編集委員会幹事との間における確認事項（別添2）のとおり修正、確認した旨及びその取扱いについて警察庁刑事局長から通達があつたので、誘拐事件等に関する報道の取扱いに当たっては、次の事項に配意し遺憾のないようにされたい。

なお、「誘かい事件等に関する報道の取扱要領について（昭和45年埼例規第8号）」は、廃止する。

記

第1 協会の誘拐事件等に関する報道の取扱いについて

1 協定に対する基本的態度

協定については、協会が「誘かい報道の取り扱い方針及び付記」を定めているが、この制度は、人命尊重の立場から、報道機関と警察が相互の信頼の上に立つて責任を分かち合うことを基本精神として運用されるべきものである。

2 協定の性格

協定は、人命尊重の立場からの自主規制であつて、全国の協会加盟の各社間協定である。仮協定は、協定締結までの間の一時的な措置であつて、警察本部記者クラブ（以下「記者クラブ」という。）加盟の各社間協定である。したがつて、いずれの協定も、警察と報道機関との間で締結されるものではない。

3 協定の効果及びその範囲

- (1) 協定又は仮協定が締結された場合は、取材及び報道が自制されることとなる。
- (2) 協定は、全国の協会加盟社にその効果が及び、仮協定は、記者クラブはもとより、埼玉県内にある記者クラブ加盟社の通信部等にもその効果が及ぶものである。

4 協定の対象事件

協定の対象事件は、取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがある誘拐事件（誘拐の疑いのある事件を含む。）又はこれに準ずる事件（取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがある恐喝、不法監禁等の事件）である。

5 協定締結の申入れ

- (1) 協定締結の申入れは、警察本部の責任者（捜査を担当する部長又は課長をいう。以下同じ。）が、記者クラブに対し、記者クラブ幹事を通じて行うものとする。
- (2) 協定締結の申入れは、取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがある場合に行うものとし、捜査上の便宜から安易に申入れを行つてはならない。
- (3) 協定締結の必要性を認めたときは、事前に警察庁及び関係管区警察局に事件の概要、申入れの理由、申入れ時間等を報告するものとする。
- (4) 協定締結の申入れに際しては、警察本部の責任者は、記者クラブ幹事に対し、事件に関する情報を提供するとともに、取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがある状況等申入れの理由を明らかにするものとする。
- (5) 協定締結の申入れは、原則として文書をもつて行うものとする。
- (6) 協会加盟社のうち記者クラブに加盟していない社又は協会に加盟していない社がある場合において、警察本部の責任者が記者クラブに協定締結の申入れを行つたときは、速やかに当該社の出先記者に対してその旨を通報し、取材及び報道を自制するよう申入れを行うものとする。

- (7) 警察本部の責任者が協定締結の申入れを行うときは、警察庁においても、協会にその旨を通報するものとされている。

6 仮協定の発効

- (1) 仮協定は、警察本部の責任者が記者クラブに対して協定締結の申入れを行ったときに、自動的に効力を発するものである。
- (2) 仮協定の段階で、取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがないことが判明した場合は、警察本部の責任者は、直ちに記者クラブに対し、記者クラブ幹事を通じてその旨を通報するものとする。

7 協定締結時の措置

- (1) 協定が締結された場合は、警察本部の責任者は、協定文の写しの送付を受けるなどして、協定内容を確認しておかなければならない。
- (2) 協定が締結された場合は、警察本部の責任者は、協会加盟社のうち記者クラブに加盟していない社及び協会に加盟していない社の出先記者に対して、速やかにその旨を通報するものとする。

8 協定締結中の措置

- (1) 協定（仮協定を含む。）締結中においては、警察本部の責任者は、捜査経過を詳しく報道機関に発表するものとする。ただし、被害者その他関係者の名誉を害する事項及び公判維持に支障のある事項については、発表を控えるよう配慮するものとする。
- (2) 警察本部の責任者は、協定締結中の捜査経過の発表方法等について記者クラブと十分に打合せをし、双方の了解のもとに行うものとする。
- (3) 警察本部の責任者は、捜査経過の発表に際しては、事前に、警察庁に発表内容、発表時間等を報告するものとする。

9 協定の解除

- (1) 協定は、被害者が発見又は保護されたとき、その他取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがないと判断されたときに、解除されるものである。
- (2) 解除の判断は、協定の性格からみて、記者クラブが自主的に行うべきであるが、捜査を担当する警察が、被害者の生命に対する危険の有無についてより確かな判断ができる立場にあるため、警察本部の責任者と記者クラブ幹事が協議して行うものである。
- (3) 解除の時期は、警察本部の責任者と記者クラブ幹事が協議の結果、協定を解除するこ

となつた場合に、記者クラブが自主的に決定するものである。

(4) 警察本部の責任者は、記者クラブが解除の時期を決定したときは、速やかに警察本部の責任者にその旨を連絡するよう記者クラブに対して申入れておくものとする。

(5) 警察本部の責任者は、記者クラブが解除の時期を決定したときは、速やかに警察庁に報告するものとする。

10 協定が長期化した場合の措置

事件が未解決のまま協定締結が長期化した場合は、記者クラブ幹事が警察本部の責任者と協定の取扱いについて随時協議することとなつているので、相互の責任において解除等の措置を講じなければならない。

11 報告等

(1) 警察本部の責任者は、協定が締結又は解除された場合は、警察庁及び各管区警察局並びに各都道府県（方面）警察にその旨を報告、通報するものとする。

(2) 警察本部の責任者は、協定の取扱いをめぐつて問題が生じた場合は、直ちに警察庁及び関係管区警察局並びに関係都道府県（方面）警察に報告、連絡するものとする。

第2 放送連盟の誘拐事件等に関する報道の取扱いについて

1 取扱いの方針等

(1) 誘拐事件等の報道の取扱いについては、放送連盟が「誘かい報道の取り扱いについて」を定めているが、その取扱い方針、対象事件及び報道自制の内容は、協会の「誘かい報道の取り扱い方針及び付記」と同様である。

(2) 「誘かい報道の取り扱いについて」は、放送連盟加盟社を拘束するものであるが、放送連盟加盟社のうち、協会にも加盟している社（以下「二重加盟社」という。）については、協会の取扱い方針等が優先適用されるものである。

2 取扱いの要領

(1) 警察本部の責任者は、誘拐事件等が発生した場合において、記者クラブに協定締結の申入れを行ったときは、埼玉県内にある放送連盟加盟社（二重加盟社を除く。）に対し、事件に関する情報を提供するとともに、取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがある状況等を説明して、取材及び報道を自制するよう申入れるものとする。この場合、警察庁においても、その旨を放送連盟に通報するものとされている。

- (2) 警察本部の責任者は、放送連盟加盟社が取材及び報道の自制を行った場合は、その間、協会加盟社に対すると同様に放送連盟加盟社（二重加盟社を除く。）に対して捜査経過を発表するものとする。
- (3) 警察本部の責任者は、記者クラブが協定解除の時期を決定したときは、速やかに連盟加盟社（二重加盟社を除く。）にその旨を連絡するものとする。

第3 雑協の誘拐事件等に関する報道の取扱いについて

1 取扱いの方針等

- (1) 誘拐事件等の報道の取扱いについては、雑協が「誘拐事件等に関する取材及び報道の取り扱いについて」を定めているが、その方針、対象事件及び報道自制の内容は、協会の「誘拐報道の取り扱い方針及び付記」と同様である。
- (2) 「誘拐事件等に関する取材及び報道の取り扱いについて」は、雑協加盟社を拘束するものである。

2 取扱いの要領

- (1) 警察庁は、誘拐事件等が発生した場合において、警察本部の責任者が、当該警察本部の記者クラブに協定締結の申入れを行ったときは、埼玉県警察に代わって、雑協に対し、事件に関する情報を提供するとともに、取材又は報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれがある状況等を説明して、取材及び報道を自制するよう申入れるものとされている。
- (2) 警察本部の責任者は、雑協加盟社が取材及び報道の自制を行つている間において、雑協加盟社から要請があつたときは、協会加盟社に対すると同様に捜査経過を発表するものとする。
また、警察庁においては、雑協加盟社に対して捜査経過を通報するものとされている。
- (3) 警察本部の責任者は、雑協加盟社が、取材及び報道の自制を行つている間において取材又は報道をめぐつて問題が生じた場合には、速やかに警察庁に報告するものとする。
- (4) 警察庁は、警察本部の責任者から協定解除の時期が決定した旨の報告を受けたときは、雑協加盟社にその旨を通報するものとされている。

第4 この通達に定めるもののほか、協定の運用に関する細目的事項は、別に定める。

一部改正〔平成14年第268号〕

実施日

この例規通達は、昭和59年7月10日から実施する。

実施日（平成14年7月10日文第268号）

この通達は、平成14年7月10日から実施する。

別添 1

誘かい報道の取り扱い方針及び付記

(45. 2. 5)

(57. 5. 27一部修正)

誘かい事件のうち、報道されることによつて被害者の生命に危険が及ぶおそれのあるものについては、報道機関は捜査当局から、速やかにその情報の提供を受け、事件の内容を検討の上、その結果によつては報道を自制する協定（仮協定を含む。）を結ぶ。ただし、これが、単に捜査上の便宜から乱用され、あるいは報道統制とならぬよう嚴重に注意する。

付記（警察庁との了解事項を含む。）

1 協定締結までの手続

- (1) 人命に危険が及ぶおそれのある誘かい事件、又はこれに準ずる事件（恐かつ、不法監禁等で、被害者の生命に危険が予想される事件）が発生した場合は、捜査を担当する警察本部の責任者（部長又は課長）が、当該警察本部の記者クラブに対し、クラブ幹事を通じて各社間協定の締結を申入れる。

この際、警察当局は事件に関する情報を提供し、協定申入れの理由を明らかにする。

- (2) 申入れを受けた記者クラブはとりあえず仮協定を結んで取材、報道をひかえ、事件を直ちに各本社編集責任者に連絡する。

編集責任者が協定の可否を判断し、その了解が得られたのち、記者クラブにおいて報道（必要に応じて取材を含む。）を自制する各社間協定（本協定）を結ぶ。

仮協定は、人命の危険を防止するための暫定的な緊急措置であるから、速やかに本協定にきりかえなければならない。ただし、仮協定の段階で、人命に危険のない事件であることが判明した場合は、本協定にいたらずこれを解除する。

2 協定締結中における発表

協定（仮協定を含む。）が締結されている間、当該警察本部の責任者は、捜査の経過を詳しく報道機関に発表する。

3 協定の解除

- (1) 協定は、事件の被害者が保護もしくは発見されたときその他、取材、報道によつて被害者の生命に危険の及ぶことがないと判断されたときに解除する。
- (2) 解除の判断は、警察本部責任者と記者クラブ幹事が協議の上行うが、解除の時期は、記

者クラブが決定する。

- (3) 事件が未解決のまま長期にわたる場合は、記者クラブの幹事が警察本部の責任者と協定の取り扱いについて随時協議する。

記者クラブはその結果に基づき各社編集責任者の了解を得て、必要な措置をとる。

4 各社間協定の連絡

協定を締結した記者クラブ幹事は、各社間協定を周知するため、協定内容を共同、時事両通信社を通じて速やかに全国各社に通知する。

別添 2

警察庁長官と日本新聞協会編集委員会代表幹事との間における確認事項

1 昭和45年 2月3日付けの確認事項

(1) 警察当局はこの方針の精神を尊重し、捜査上の便宜等から乱用することのないように周知徹底を図る。

(2) 誘拐又はこの疑いのある事件が発生した場合、事件を扱う警察署責任者は、速やかに事件を当該警察本部責任者に報告し、本部の段階で協定申入れの判断、手続を行う。

(所轄警察の段階では、協定、仮協定の申入れを行わない。)

(3) 報道機関側も、現地の報道担当者が、とりあえず取材及び報道を控え事件の内容を直ちに警察本部記者クラブまで通報する。

(以後の手続は、「誘かい報道の取り扱い方針及び付記」の付記1による。)

(4) 事件発生が深夜、休日等の場合、警察本部記者クラブで速やかに協定（仮協定を含む。）手続を進めるのが困難な地域も予想される。

これらの地域では、それぞれの実情に応じ、あらかじめ協定締結に支障のない措置を決める。

(5) 新聞協会加盟社のうち、事件発生の時点で、当該警察本部記者クラブに所属しない社がある場合、警察本部責任者は、記者クラブとは別に、当該社の出先記者に協定（仮協定を含む。）に対する協力の申入れを行う。

当該社の出先記者はとりあえず取材及び報道を控え、申入れの内容を直ちに本社編集責任者に連絡してその了承を得る。

(警察本部記者クラブで本協定が結ばれた場合、これは各社間協定として取扱われるため、記者クラブ所属の有無を問わず、新聞協会加盟社はその趣旨を尊重して報道を自制する。)

2 昭和51年 6月10日付けの確認事項

(1) 報道協定の申入れは、被害者の生命が危険と判断される場合にかぎって行う。

(2) 協定締結中の捜査経過の発表が必ずしも十分でないとの報告もあるので、更に徹底を図る。

(3) 協定解除の時期、決定が長期にわたる場合の取扱いについては、記者クラブ幹事と協議の上決定する。

3 昭和57年 5月27日付けの確認事項

- (1) 誘拐報道協定は、人命尊重の見地から、報道と警察が相互の信頼と協力のもとに、今後ともこれを堅持する。
- (2) 誘拐報道協定の性格と手続を明確にするため、現行「付記」を三項目五点にわたって修正する。
- (3) 報道と警察は誘拐報道協定の一般的運用をめぐる問題については、今後とも話し合いを継続する。